

社会教育登録団体「千束歴史の会」 会則

第1条 (名称と所在地)

本会の名称を「千束歴史の会」と称し、事務所を代表宅におきます。

第2条 (目的)

本会は、千束地区の歴史を学び、次世代に伝えていくことを目的とします。

第3条 (入会資格)

本会は、原則として大田区内に在住、在勤、在学し、千束地区に関心を持ち、会の主旨に賛同する者をもって構成します。

第4条 (活動内容)

第2条の目的を達成するために、学習会、まち歩き、おしゃべり会などを実施し、蓄積した結果をもって地域史編纂を行います。

第5条 (会員)

第3条の要件を満たした者が、代表に書面ないし口頭で入会希望を届け出、会費を納入した時から会員となります。退会も同様の手続きとし、原則として会費は返還しません。

第6条 (役員)

1 本会運営のために、次の役員を置きます。任期は2年とし、再任を妨げません。

代表1名 副代表2名 会計1名 監事1名

2 各役員の職務は次の通りとします。

代表は、本会を代表して会を統括し、会議を招集し議長を決めます。

副代表は、代表を補佐し、代表に事故がある時はこれを代行します。

会計は、本会の会計を掌握します。

監事は、本会の会計を監査します。

第7条 (会議)

本会の会議は、年1回開かれる総会と、前条の役員による役員会とします。

第8条 (定足数)

本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立するものとします。

第9条 (運営)

本会の運営は、毎月1回の定例会、会員の随時の活動によって行います。

第10条 (会費と会計年度)

本会の会費は、初年度は実費とし、次年度より協議の上、年会費を徴収します。また会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第11条 (変更)

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できるものとします。

付則 この会則は、平成28年9月22日から施行します。